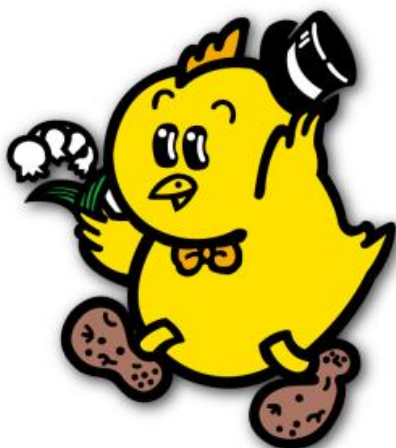


中札内村いじめ防止基本方針

中札内村共育の理念

～地域の大人が力を合わせて、子どもたちを共に育てる～



令和5年6月改定

中札内村・中札内村教育委員会

中札内村いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要があります。

本村においては、これまで、全ての児童生徒がいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安全・安心に充実した学校生活を送ることができるよう、平成 26 年 2 月に策定した「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」という。）を踏まえ、平成 26 年 12 月に策定した「中札内村いじめ防止基本方針」（以下「村の基本方針」という。）により、学校、家庭や地域住民と連携して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めてきました。

さらに、各学校では、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づくいじめの積極的な認知や「学校いじめ対策委員会」を中心とした早期からの組織的対応、いじめを生まない環境づくりやいじめをしない態度を身に付けさせる取組等がなされています。

本村では、今後もいじめの問題への取組の更なる充実に向けて、村及び各学校が一層連携して迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、学校間、地域間の連携を深め児童生徒に関わる全ての人々が共通の認識を持っていじめの防止等の取組を推進していく必要があります。

「村の基本方針」は、法第 12 条及び「北海道いじめ防止等に関する条例」（以下「条例」という。）第 11 条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）と「道の基本方針」を参酌し、中札内村におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示したものであり、今般、いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むため、「村の基本方針」の一部を改定することとしました。

以下の「村の基本方針」に示すいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行います。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

中札内村では、法第3条で掲げる基本理念の下、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、村及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を徹底して守り通すという断固たる決意で、学校、家庭、地域、関係機関の連携の下、いじめの問題を克服すること」を基本理念とする。

○ 留意点

- ・ いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- ・ 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりとって主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育む。

(2) いじめの理解

ア いじめの定義

法第2条では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

○ 留意点

- ・ いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し対応する。
- ・ インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ・ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であってもいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会で情報共有して対応する。
- ・ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ・ 児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

イ いじめの内容

- 具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。
 - ・ 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。

いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがある。

- 強制わいせつ（刑法第 176 条） 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 自殺関与（刑法第 202 条） 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。
- 暴行（刑法第 208 条） 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- 脅迫（刑法第 222 条） 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 強要（刑法第 223 条） 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- 恐喝（刑法第 249 条） 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）

スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画を SNS 上のグループに送信したりする。 など

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、「中札内村地域安全推進協議会」等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰

り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

ウ いじめの要因

○ 留意点

- ・ いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題によりいじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

- ・ いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- ・ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけではなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

(1) 学校及び学校の教職員の責務

ア 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要がある。

- 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早

い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行いいじめ非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議の機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

イ 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要がある。

- 教職員は、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員は、「学校いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

(2) 保護者の責務

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

「家庭」とは、児童生徒が、社会的に養護されている場合には、「家庭等」と読み替えます。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ自尊感情を育むよう努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。
- 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し対応する。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支える。

(3) 地域の役割

村民及び事業者においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれる。

「事業者」とは、北海道内で事業活動を行う個人、法人、団体のことをいいます。ここでは、児童生徒の学校外における活動や場面等を想定し、例えば、学習塾や習い事、スポーツクラブ、コンビニエンスストアなど児童生徒が関わる事業者の方に、いじめの未然防止、早期発見への協力を期待しています。

- 村民及び事業者は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- 村民及び事業者は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 村民及び事業者は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- 村民及び事業者は、児童生徒に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 村民及び事業者は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。
- 村民及び事業者は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- 村民及び事業者は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 中札内村における基本方針の策定と組織の設置

中札内村では、学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に進めるため、基本方針の策定と組織の設置に向けた取組を進めます。

(1) いじめ防止基本方針の策定

- 村は、法第12条、国の基本方針の第2の2(2)の規定を踏まえ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、村の基本方針を策定し、いじめの防止等の対策の基本的な方向性を示す。
- 村の基本方針を見直す際には、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」等を参酌するとともに、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れるとともに、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。

(2) 中札内村地域安全推進協議会の設置

- 村は、法第14条、国の基本方針の第2の2(3)の規定を踏まえ、いじめの防止等に関係する民生児童委員や町内会等との連携を図るため、「中札内村地域安全推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。
- 村は、推進協議会の設置において、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」、道の組織等を参考に、必要に応じて、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。

(3) 教育委員会の附属機関「中札内村いじめ問題対策委員会」の設置

- 村は、法の第14条、国の基本方針の第2の2(4)の規定を踏まえ、教育委員会に附属機関「中札内村いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。
また、対策委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を得て公平性・中立性を確保する。
- 対策委員会には、教育委員、社会教育委員、小中校長会、小中教頭会、PTA連合会、民生児童委員、スクールカウンセラー、人権擁護委員、村福祉課、教育委員会事務局で構成する。
- 村は、対策委員会の設置において、「法、国の基本方針、条例、道の基本方針」、道の組織等を参考に、必要に応じて、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。
- 対策委員会は、法第28条の規定によるいじめの重大事態が発生した場合の事実関係を明確にするための調査を行う組織を兼ねる。

- 村が設置する対策委員会の機能としては、次の内容が想定される。
 - ・ 教育委員会の諮問に応じ、村の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
 - ・ 村が設置する学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
 - ・ 学校におけるいじめの事案について、教育委員会が、学校からいじめの報告を受け、法第 24 条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

2 教育委員会が実施すべき施策

学校におけるいじめを防止するため、家庭や地域、警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、いじめの防止等に資する教育を推進します。

(1) いじめの防止

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。

「発達支持的生徒指導」とは、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。（参考 生徒指導提要（令和 4 年 12 月 文部科学省））

- 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育を推進するとともに、児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、指導に当たっては、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害児童生徒、加害児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すもので、決して許されるものではないことや、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させる機会を充実する。

また、アイヌの人たちについて正しく理解し、我が国の先住民族であるアイヌの人たちが暮らしていることやアイヌ文化の価値を認識する取組を行う。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用し、「特別の教科 道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実する。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、人の喜びや悲しみを共有したり、美しい

ものを美しいと感じたりするなど、豊かな心と感性を育む教育の充実を図り、社会性や規範意識を高める取組の実施を推進する。

- 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組（主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモーショナル・ラーニングなど、心理教育プログラムの推進、児童生徒の人間関係形成力やコミュニケーション能力等の育成を図る取組に関する事業等の成果の普及、子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用した児童生徒のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進 など）を充実する。

「ソーシャル・エモーショナル・ラーニング」とは、自己の捉え方と他者との関わり方を基盤として、社会性（対人関係）に関するスキル、態度、価値観を身に付ける学習であり、社会性と情動に関する心理教育プログラムの総称のことです。

「子ども理解支援ツール「ほっと」」とは、北海道教育委員会が北海道医療大学と連携・協力して開発したコミュニケーション能力や日常生活への満足度などを計画的、総合的に測定できる子ども理解のための支援ツールのことです。

- いじめの防止に向けて、「いじめ防止強化月間」を設け、「いじめ撲滅宣言」の「中札内村共育の日」での採択など、学校で行われる学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動（村独自の子ども会議）に対する支援を行う。
- 命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の大切さなど、児童生徒の人権意識の向上を図るため、人権擁護委員と連携し、各学校において「人権教室」を開催する。
- 児童生徒の規範意識の向上を図るため、警察と連携して「非行防止教室」を実施する。
- 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- 学校の児童生徒や保護者、教職員に対して、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び研修を行う。
- 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分

に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。(人権教育の充実、児童生徒が相談しやすい環境の整備の推進、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に関わる個別の支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有の推進、特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業の活用、ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援など)

- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を推進する。

また、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見、事案対処を図るため、定期的な調査や面談等を行います。

- 児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- いじめの実態把握や早期発見、早期対応を図るため、全校の児童生徒に対し北海道教育委員会が実施するアンケート調査の分析を充実し、児童生徒の心の変容を早急に察知する。
- 学校の児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- 教育委員会において、スクールカウンセラーによる教育相談の活用を促すとともに、各種相談窓口や通報連絡先の周知を行う。

「スクールカウンセラー」とは、学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導、助言を行う悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導、助言を行う専門家のことです。

- 学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握し、道に報告する。

(3) 関係機関等との連携等

いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校間・教職員間の連携はもとより、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制の整備を行います。

- 学校の児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもと

に適切に行われるよう、地域全体で子どもたちの様子を見守る「中札内村地域安全推進協議会」との連携を強化するとともに、民生児童委員や町内会等との連携に努める。

- 村に居住する保護者が、法及び条例に規定された保護者の責務等を踏まえて、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、学校におけるPTAや地域の学校運営協議会等との取組の支援に努める。

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、教職員の資質の向上や専門的な知識を有する者の確保に努めます。

- 学校におけるいじめの防止等のための対策が専門的な知識に基づき適切に行われるよう、北海道教育委員会や十勝教育局が主催する研修を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有した者の確保、学校の求めに応じた助言者の確保等に努める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行う。

- 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに、巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- 学校の児童生徒及び保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、村PTA連合会や学校運営協議会と連携した家庭でのルール作りや村で作成した情報モラル指導計画、北海道が作成した資料を活用するなどして啓発活動を進める。

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

- 学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況についての調査研究及び検証を定期的に行い、適切な指導、助言を行う。

(7) 啓発活動

- 学校の児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、

北海道が作成した資料を活用するなどして広報・啓発活動を進める。

(8) 教育委員会による措置

いじめの事実があると思われるときは、直ちに学校への通報などの措置や必要な支援を行う。

- 学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。(スクールカウンセラー等の配置・派遣、学校の対応を支援など)
- いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、教育的配慮のもと、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、中札内村立学校管理規則(以下「学校管理規則」という。)第47条の2で定めた手続きに従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。
- いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ当該児童生徒の立ち直りを支援する。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、教育委員会児童生徒、保護者、学校、スクールカウンセラー等と十分協議を行い、児童生徒が安心して学校へ通学することができるよう、就学校の指定の変更や区域外就学等の対応を検討する。

(9) 小中連携協力体制の整備

いじめに対して適切かつ迅速に対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備する。

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒への指導や保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

(10) 学校評価等における留意事項

- 学校が、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て

目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう、指導、助言を行う。

- 学校の教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう、指導、助言を行う。

3 学校が実施すべき施策

学校は、法や村の基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア 学校いじめ防止基本方針を定める意義

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校へのいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

イ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

学校においては、法第 13 条の規定により、義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、「国の基本方針や村の基本方針」を参考に、「学校校いじめ防止基本方針」を策定します。

- 学校は、「学校いじめ防止基本方針」に次のことを盛り込む。
 - ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
 - ・ いじめの防止等に向けた具体的な指導内容（未然防止・早期発見・早期解消、生徒指導体制、教育相談体制、教職員の資質能力の向上に向けた校内研修等）のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
 - ・ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
 - ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方につ

いてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）

- ・ 学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
 - ・ 「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
 - ・ 「学校いじめ対策委員会」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
 - ・ 加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
 - ・ 「学校いじめ対策委員会」を中心としたP D C Aサイクルによる点検、見直しの取組
- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・ 学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
 - ・ 学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見を取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。
- 学校は策定した「学校いじめ防止基本方針」を学校のホームページ等への掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校は、「学校いじめ防止基本方針」の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどし

て、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 学校いじめ対策委員会を設置する意義

- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応する

○ 学校いじめ対策委員会の構成

この組織は、法第 28 条第 1 項の規定によるいじめの重大事態が発生した場合の事実関係を明確にするための調査を行う組織を兼ねる。

- ・ 自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。
- ・ 「自校の複数の教職員」については、校長をはじめとする管理職（教頭）や生徒指導担当教員、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級（ホームルーム）担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。
- ・ 組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
- ・ 可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
- ・ 個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- ・ 教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組

組織とする。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進める。

○ 学校いじめ対策委員会の体制整備

「学校いじめ対策委員会」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

- ・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・ 当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・ 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

○ 学校いじめ対策委員会の役割

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査

等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- ・ いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・ 被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策委員会」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割
- ・ 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、「学校いじめ対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により対処します。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

学校においては、いじめの芽はどの児童生徒にも生じえることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

- 学校は、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- 学校は、児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- 学校は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業作りや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- 学校は、配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 学校は、児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組（主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモーショナル・ラーニングなど心理教育プログラムの推進、小・中学校種間の円滑な接続を図る取組の成果の活用等）を推進する。
- 学校は、挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活のきまりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団作りに努め、自己有用感や自己肯定感、自己信頼感（児童会・生徒会活動や学校行事等での異年齢交流や地域の大人と関わる体験等の実施、学校力の向上や児童生徒の学力向上を図る取組の成果の活用）
- 学校は、関係機関との連携により、アイヌ文化等について学習する機会の充実や「人権教室」や「非行防止教室」を開催し、命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の大切さなど、児童生徒の人権意識や規範意識の向上を図る。
- 学校は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道德教育の充実を図る。
- 学校は、児童生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- 学校は、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。

- 学校は、児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動において「いじめ防止標語」の作成や「いじめ撲滅宣言」の採択など、自らがいじめの防止に取り組む活動（いじめの根絶について児童会や生徒会等が主体となった取組、村で実施する子ども会議への児童生徒の参加など）を推進する。
- 学校は、学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。（児童生徒が相談しやすい環境の整備、教職員を対象とした性の多様性に関する研修の実施など）
- 学校は、「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。（日頃から交流及び共同学習を行うなどの取組により、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに尊重しながら協働して生活していく態度を育む教育の推進、発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについて教職員の個々の児童生徒の障がいの特性に対する理解、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有、当該児童生徒の教育的ニーズや特性の把握、保護者との連携、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援、海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながりのある児童生徒等に対する理解の促進、学校全体での注意深い見守り等の必要な支援、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見、ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援など）
- 学校は、家庭や地域との連携のもと、SNS等を利用したインターネットを通じて行われるいじめやネットトラブルなどを防ぐため、児童生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくりなどの必要性について、啓発を行う。
- 学校はいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、PTAを対象とした家庭の役割や取組についての研修会の開催、教職員の研修の充実を図る。

イ いじめの早期発見

学校においては、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識のもと、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- 学校は、日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「ＳＯＳの出し方に関する教育」の推進や北海道教育委員会によるいじめアンケート調査を全児童生徒に実施するほか、個人面談等で児童生徒が発信したＳＯＳを見逃さないようにし、速やかに対応する。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- 学校は、アンケート調査や個人面談における児童生徒のＳＯＳの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。
- 学校は、アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。
- 学校は、各種相談窓口を周知するとともに、日常観察や情報交換をはじめ、家庭、地域、関係機関等との連携による情報の収集を図る。
- ＳＮＳ等を利用したインターネットを通じて行われるいじめへの対策として、北海道教育委員会が実施するネットパトロールを活用し、不適切な書き込み等を発見した際は、削除の依頼等、関係機関と連携・協力し適切な対応を図る。
- 学校は、定期的な教育相談とともに、必要に応じスクールカウンセラー等による教育相談を実施する。

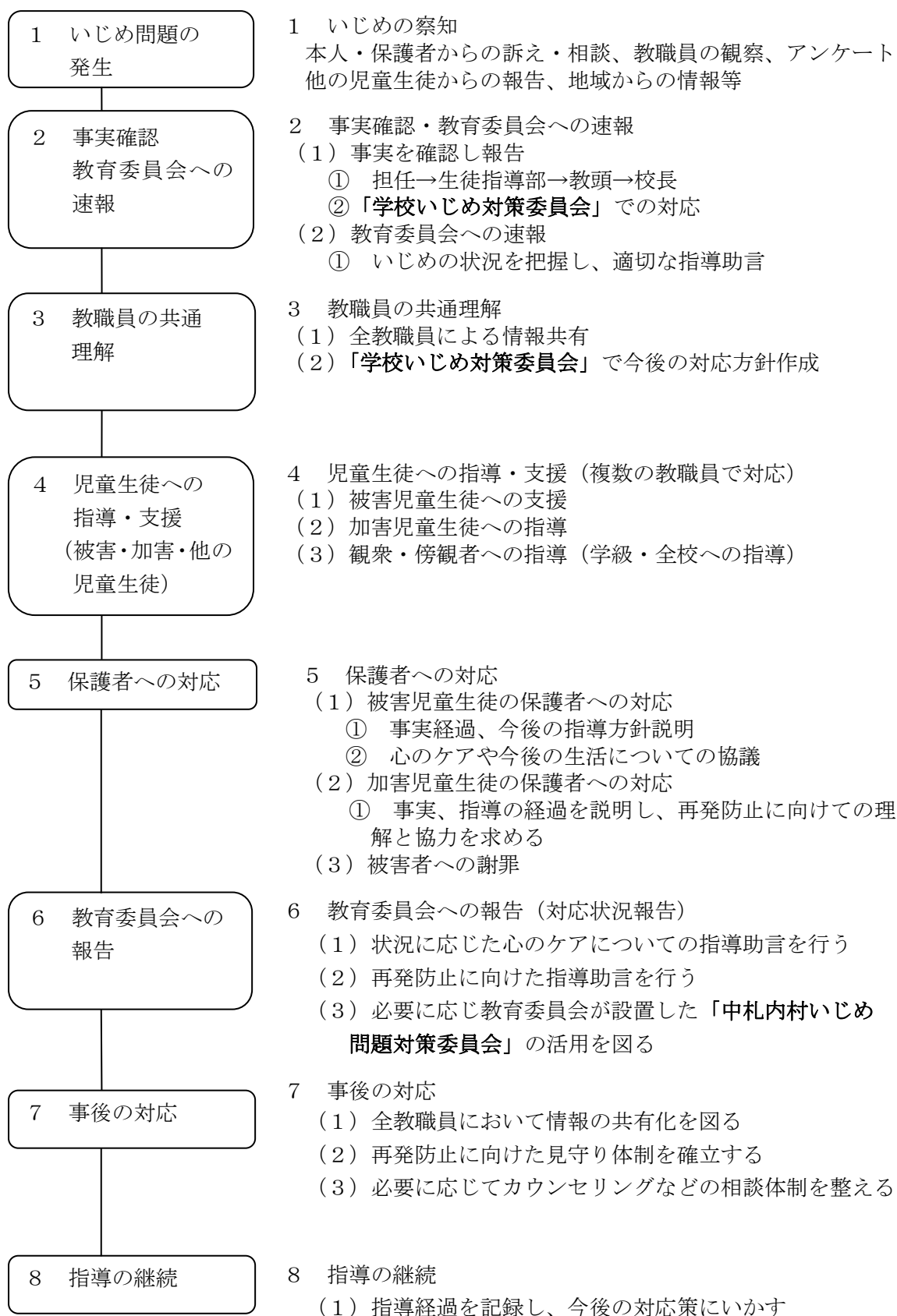
ウ その他

学校においては、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。
- 学校は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。

- 学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。
- 学校は、教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を「学校いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。
- 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。
- 学校は、いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。（入学式や各年度の開始時等における、学校の取組やいじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定、学校の指導方針・対応についての保護者への丁寧な説明、特別な配慮を必要とする保護者へのスクールカウンセラーによる支援 など）
- 学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- 学校は、教育委員会へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限（５年）を厳守する。

エ 基本的な対応の流れ



いじめ事案に係る記録（アンケート調査票含む）は5年保存

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努めるものとする。

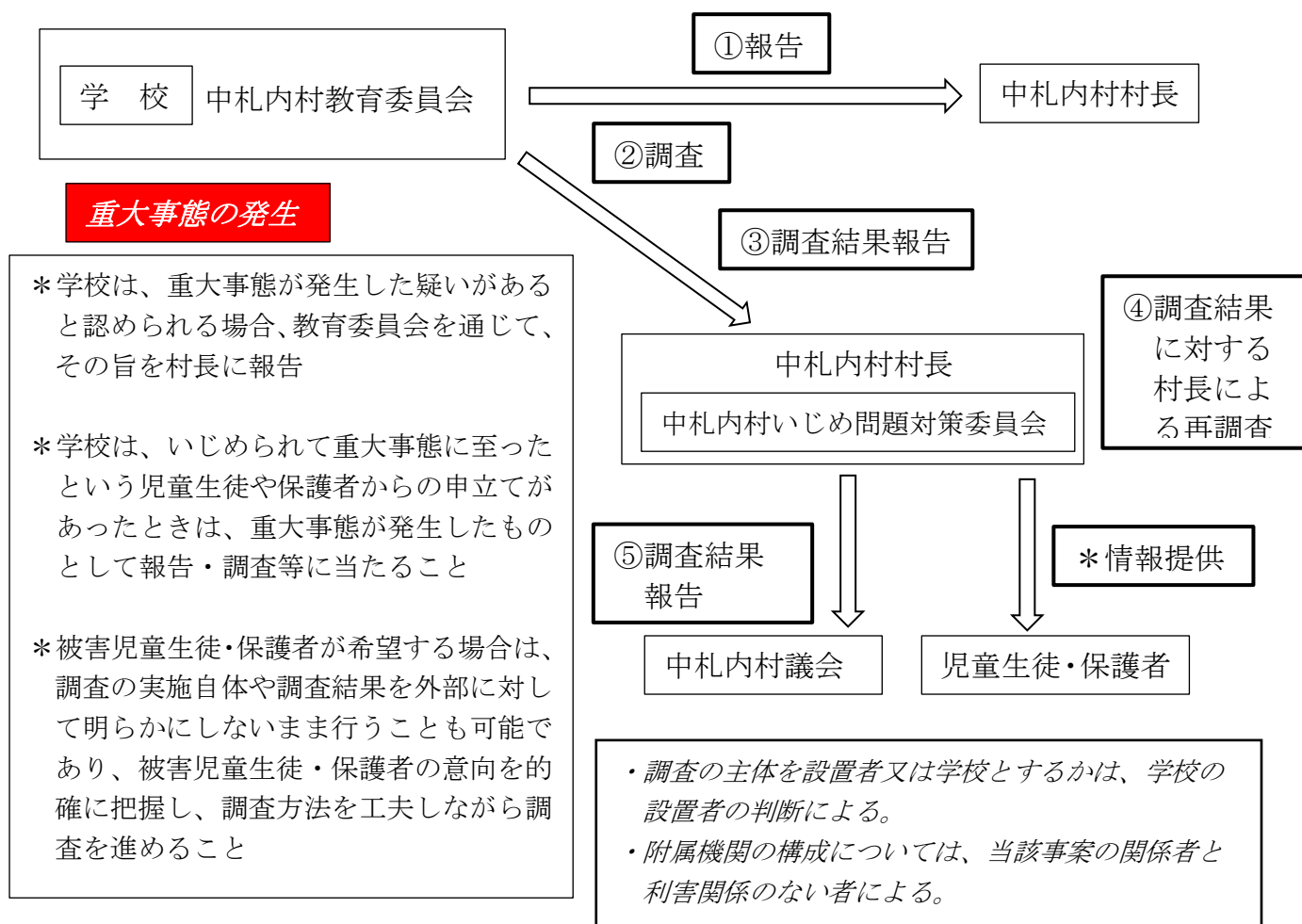
(1) 重大事態とは(法第 28 条に規定)

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

- アの「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
 - ・児童生徒が自殺を企図（自殺を図った、自殺を図ろうとした）場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。
- イの「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

(2) 中札内村立学校における対処



① 報告

- ・ いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

② 調査

- ・ いつ（いつごろから）誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか。学校・教職員がどのように対応したかなど可能な限り事実関係を明確にする。

③ 調査結果報告

- ・ 事実関係だけでなく再発防止策についても報告する。

④ 調査結果に対する村長による再調査

- ・ 村長が必要と認めたときには、関係機関等により組織された委員会を設置し、再調査をする。

⑤ 再調査結果報告

- ・ 再調査した結果については当事者のプライバシーに配慮しながら村議会に報告する

- * 情報提供については、いじめを受けた児童生徒の保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

(3) その他

ア 村長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 30 条第 2 項の規定により附属機関を設けて調査を行うなどの方法により、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

イ 村長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じなければならない。

ウ 児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、村長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができることに留意します。

エ 法第 28 条第 1 項第 2 号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の調査は、国の「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき実施します。